

## 第 6 4 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成 2 8 年 9 月 2 0 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 平成 2 8 年 9 月 2 0 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分
- 3 閉会の日時 平成 2 8 年 9 月 2 0 日 (火) 午前 1 0 時 1 9 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 2 6 名 出席 2 3 名 欠席 3 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (23)	上 岡 耕 一	出	1 3	鏑 川 吉 正	出
職務代理人 (7)	浮 田 孝 允	出	1 4	水 内 清 郎	出
1	岸 本 博	出	1 5	岡 本 五 樹	欠
2	近 藤 浩 夫	出	1 6	難 波 勝 利	出
3	岩 居 晴 男	出	1 7	赤 井 史 人	出
4	今 東 徳 雄	出	1 8	長 田 孝 之	欠
5	塩 飽 幹 廣	出	1 9	田 淵 勉	出
6	石 田 始	出	2 0	藤 田 眞 樹	欠
—	—	—	2 1	延 澤 強 哉	出
8	岡 崎 章 二	出	2 2	花 口 弘 行	出
9	岡 崎 利 祐	出	—	—	
1 0	岡 崎 浜 雄	出	2 6	藤 原 忍	出
1 1	川 間 昌 徳	出	2 7	磯 谷 和 行	出
1 2	岸 本 行 雄	出	2 8	森 山 幸 治	出

### 6 農業委員以外の出席者

事務局	参 事	箕浦 勝宏	農地担当課長	万代 幸男
	担当課長補佐	佐藤 孝司	担当係長	入江 貢
	副 主 査	大橋 和之	副 主 査	柴田 美佳

### 7 傍聴者 0名

### 8 議 題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について



下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます

3番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約4.3ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約3.1ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約55アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 1番から6番までの6件について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)について、1番から6番までの6件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、申請等(1)について、全件を許可と決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。  
事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査

2 ページ 1 番, 3 ページ 2 番と同一の農地です。申請地は農地の広がり  
10ヘクタール未満の2種農地と判断され, 転用目的は農家住宅です。申請人は  
現在, 中区沢田に居住していますが, 現住居は山際で進入路が狭く, 生活をして  
いく上で困難で, 申請人夫婦が高齢となって居住するには不安であるため, 耕作  
地に近接し, 平地で前面道路が広い申請地に農家住宅を建築しようとするもので  
す。なお, 現住居は老朽化していますが, 農業用倉庫としては使用できるので,  
農機具や農作物の保管に使用します。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。  
転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長

中区協議会の協議の模様をお願いします。

岸本委員

1 番の 1 件について審議した結果, 事務局の説明のとおりであり, 許可意見としてい  
ます。引き続きのご審議をお願いします。

議 長

以上の報告について何かご意見, ご質問はありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

それでは申請等 (2) について, 1 番の 1 件を許可と決定してよろしいか。

全 員

よろしい。

議 長

それでは申請等 (2) の 1 件について, 許可と決定します。

次に申請等 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。  
事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査

3 ページ 1 番, 申請地は農用地区域内の農用地であり, 転用目的は露天駐車場  
で賃借権を設定します。貸しの露天施設のため, 永久転用目的による 3 年間の一  
時転用となります。受人は現在, 中区倉富で運送業を営んでおりますが, 事業拡  
大により車両を増やすため, 住宅地に接しておらず, 本社に近い申請地を借り受  
けて露天駐車場に転用しようとするものです。農用地ですが, 一時転用であり,  
農業振興地域整備計画に支障がないと考えられ, 例外的に許可が可能です。

2 番, 先ほど 2 ページ 4 条申請 1 番で説明したとおり同時申請です。申請地は  
農地の広がり 10ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は農家住宅  
で使用賃借権を設定します。受人は現在, 中区沢田に居住していますが, 現住居  
は山際で進入路が狭く, 生活をしていく上で困難で, 同居の両親が高齢となって  
居住するのに不安であるため, 耕作地に近接し平地で前面道路が広い申請地を借

り受けて渡人と共同で農家住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から6番は受人が同じで一体の事業であるため、同時に説明します。いずれも平成28年5月11日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は特定流通業務施設で、3番から5番は所有権を移転、6番は賃借権を設定します。受人は現在、中区江崎で運送業を営んでおりますが、物流業界の競争の激化、消費者の需要の多角化に伴う事業所の集約化、業務の効率化のため、給油部門の事業地に隣接し、既存施設を引き続き使用することができ、都市計画法上の基準を満たす申請地を特定流通業務施設に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積は農地部分が7,346.51㎡、非農地を含めると約12,000㎡となりますが、約3,700㎡の倉庫と82台の駐車スペース等から妥当な面積と考えます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長

中区協議会の協議の模様をお願いします。

岸本委員

1番から6番の6件について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見と  
しています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長

以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

大橋副主査

3ページ7番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は特別養護老人ホーム、老人短期入所生活介護事業施設で所有権を移転します。受人は現在玉野市で特別養護老人ホームを設置運営しておりますが、申請地周辺地域に老人施設の設置要望があり、また同じ中川町に連携が必要である医療施設の協力も得られることから適地であると判断し、申請地を取得して施設を設置しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われ  
ます。転用面積については、老人ホーム入所29人、短期入所10人、駐車場台数50台の施設の規模から妥当な面積と考えます。また被害防除計画等、その他の

一般基準上も問題ないと思われます。

8番、申請地は東区役所から500m以内に位置する2種農地と判断され、転用目的は通路、排水路で所有権を移転します。申請地は、従来から田越して東隣接地の田から水を排水しておりましたが、申請地と一体利用していた田が同受人の申請により先月農地転用許可決定となった老人施設設置に伴い、従来通りの利用が図れないため、通路、排水路として転用するものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

9番、10番、11番は受人が同じで転用目的が同じため同時に説明します。申請地は10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は露天資材置場で賃貸借権を設定する永久転用目的の一時転用です。一時転用期間は平成28年9月20日から3年間です。受人は現在申請地近隣で建設業を営んでおりますが、既存の置場では手狭で、業務に支障を来しているため、申請地を借り受けて露天資材置場に転用するものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

12番、申請地は西大寺駅から300m以内に位置する3種農地と判断され、転用目的は介護老人保健施設で所有権を移転します。受人は現在申請地近くで病院事業を営んでおりますが、西大寺市街地近隣で病院と自宅との中間施設に位置付けられる介護老人施設の需要が見込め、連携が不可欠な母体となる病院事業も近隣で行っていることから、申請地を適地と判断し、これを取得して施設を設置しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積については、収容人数80人、駐車場台数75台の施設の規模から妥当な面積と考えます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと思われます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 7番から12番までの6件について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 ただいまの報告に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)の12件について、許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)の12件については許可と決定します。なお、3番から6番と、7番、12番は転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、

9月28日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受けて、許可指令書を交付することとします。

次に、申請等（4）農地の競売に対する買受適格証明願(転用目的)について、事務局から説明を願います。

大橋副主査

5 ページ 1 番，申出地は農地の広がり が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され，転用目的は太陽光発電施設用地です。申出人は不動産賃貸業を営んでおりますが以前より太陽光発電事業に大いに関心があり売電金額の固定買取制度により収入の一部として十分に期待が持てることから，これまで千葉，静岡で農地転用により太陽光発電事業を実施し，さらに設置条件が適当である岡山市東区周辺で物色していたところ，競売地である申出地での同事業で達成が見込めると判断し，買受適格証明願を申し出たものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われま す。転用面積，被害防除計画等，一般基準上も問題ないと思われま す。

なお，この後につきましては岡山地方裁判所にて 1 0 月 6 日から 1 3 日入札が行われ，1 0 月 2 0 日改札，1 1 月 2 4 日に売却決定となっております。

以上です。

議 長

以上の説明について，何かご意見ご質問がありませんか。

全 員

ありません。

議 長

それでは，申請等(4)の 1 件については，適格である旨の証明書を交付してよろしいか。

全 員

よろしい。

議 長

それではそのように決定します。

次に申請等(5)農地法 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について，事務局から説明をお願いします。

柴田副主査

6 ページ 1 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，届出人で耕作します。

2 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，届出人で耕作します。

3 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，届出人で耕作します。

4 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，届出人で耕作します。

5番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望があり、担当委員と協議する予定です。

6番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で耕作します。

以上です

議長 以上の説明について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、6件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

大橋副主査 報告(1)4条届については、8ページ1番から5番の5件です。転用目的は露天駐車場が2件、道路が1件、共同住宅用地が1件、宅地が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)5条届については、9ページ1番から10ページ11番の11件です。転用目的は宅地拡張が2件、作業員休憩所が1件、分譲住宅用地等が5件、住宅用地が1件、露天駐車場が1件、宅地造成が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)18条第6項の規定による合意解約通知については、11ページ1番から7番の7件です。解約理由は、耕作目的が7件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地改良届については、12ページ1番、2番の2件です。内容は普通野菜畑が2件です。

以上です。

議長 これらの報告についてご意見ご質問はありませんか。

全員 ありません

議長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第2号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

万代課長 本日は2号議案の農政関係等の議題はありません。



浮田職務代理

それではなにか質問がありますか。なければこれで終わりたいと思います。

本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

閉会 午前10時19分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員